

議第145号 令和5年度京都市高速鉄道事業
特別会計補正予算

補正予算に関する説明書

令和5年度京都市高速鉄道事業特別会計補正予算実施計画

収 益 的 支 出

款	項	目	補正予定額	備 考
1 高速鉄道事業 費用	1 営 業 費 用		千円	
			137,000	
			137,000	職員の給料等
		1 線 路 保 存 費	6,084	
		2 電 路 保 存 費	12,813	
		3 車 両 保 存 費	14,035	
		4 運 転 費	51,698	
		5 運 輸 費	37,951	
		6 運 輸 管 理 費	3,878	
		7 一 般 管 理 費	10,541	

2 高速鉄道

補正予算給与費明細書

1 総括

区 分	職 員 数		給 与 費			法 定 福 利 費	合 計
	特別職	一般職	給 料	手 当	計		
	人	人	千円	千円	千円	千円	千円
補 正 後	—	662	2,415,380	2,606,274	5,021,654	1,078,683	6,100,337
補 正 前	—	662	2,383,754	2,511,330	4,895,084	1,068,253	5,963,337
比 較	—	0	31,626	94,944	126,570	10,430	137,000

注 法定福利費については、法定福利費引当金繰入額を含む。

手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	超過勤務 手 当	特殊勤務 手 当	期末手当	通勤手当
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
	補 正 後	94,192	252,108	479,497	27,770	1,091,634	108,615
	補 正 前	94,192	248,945	471,407	27,770	1,043,986	108,615
	比 較	0	3,163	8,090	0	47,648	0

手 当 の 内 訳	区 分	住居手当	退職給付引 当金繰入額	管 理 職 手 当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手 当
		千円	千円	千円	千円	千円
	補 正 後	61,604	390,816	19,564	547	79,927
	補 正 前	61,604	355,905	19,564	547	78,795
	比 較	0	34,911	0	0	1,132

注 期末手当については、賞与引当金繰入額を含む。

一般職職員1人当たり給与費の状況

区 分	1 人 当 た り 給 与 費
補 正 後	千円 7,015
補 正 前	6,894

注 会計年度任用職員及び臨時的任用職員を除く。

2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増△減額	増 減 事 由 別 内 訳		備 考
	千円		千円	
給 料	31,588	1 給与改定に伴う増△減分	31,588	給与改定の状況 月例給の引上げ 平均 0.95% (令和5年4月から適用) 期末手当の引上げ 0.10月 (令和5年12月から適用)
		2 その他の増△減分	—	
手 当	94,918	1 給与改定に伴う増△減分	94,918	
		2 その他の増△減分	—	

注 特別職を除く。

3 給料及び手当の状況

(1) 平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢（令和5年10月1日現在）

区 分		事務・技術 〔 企業職給料表第1〕 〔 企業職給料表第2〕	高 速 運 転 士 (企業職給料表第1)	高 速 運 転 士 (企業職給料表第5)
給与改定後	平均給料月額	円 349,318	円 363,831	円 243,440
	平均給与月額	円 495,100	円 518,681	円 349,275
	平 均 年 齢	歳 46	歳 53	歳 38
給与改定前	平均給料月額	円 345,791	円 360,158	円 237,921
	平均給与月額	円 490,303	円 513,686	円 341,383
	平 均 年 齢	歳 46	歳 53	歳 38

注 各給料表適用の職員は、次のとおりである。

- (1) 企業職給料表第1 他の給料表の適用を受けないすべての職員
- (2) 企業職給料表第2 土木、建築、電気及び機械の技術業務に従事する職員
- (3) 企業職給料表第5 市バス運転業務及び高速鉄道の駅職員業務等に従事する職員のうち、平成12年3月1日以後に採用された職員

4 高速鉄道

(2) 期末手当

区 分	支給期別支給率		支給率計	職制上の段階、 職務の級等による加算措置	備 考
	6月	12月			
給与改定後	2.20 ^{月分}	2.30 ^{月分}	4.50 ^{月分}	有	
給与改定前	2.20 ^{月分}	2.20 ^{月分}	4.40 ^{月分}	有	
一般会計の制度	2.20 ^{月分}	2.30 ^{月分}	4.50 ^{月分}	有	勤勉手当を含む。

注1 特別職、再任用職員及び会計年度任用職員を除く。

注2 一般会計の制度は、令和5年度給与改定後の支給率等である。